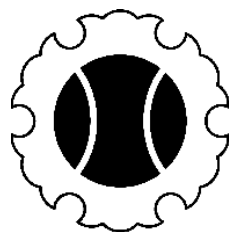


小千谷市行政改革大綱



令和4年2月

新潟県小千谷市

目次

項 目	ページ
1. はじめに	1
2. 本大綱の位置付け	2
3. 本大綱の対象とする期間	3
4. 現状と課題及び施策の基本方針	3
5. 行政改革の基本的姿勢と実施計画における取組項目	4
6. 推進体制	5
7. 参考資料	7

1. はじめに

— 行政改革大綱策定の背景と目指すべき方向 —

本市では「小千谷市行政改革大綱」を平成15年に策定して以降、5回の改訂を重ね、事務事業の見直しや社会情勢の変化に対応した組織・機構の改革などを盛り込むことにより、効率的な行政運営と市民サービスの向上に取り組んできました。

しかし、人口減少による市税収入の減少、高齢化の進行による社会保障関係費の増加など、本市を取り巻く環境は、財政を圧迫する要因が数多く存在する一方で、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの技術革新の進行、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に向けた世界的な動きなど、人々の価値観・働き方・暮らし方、社会情勢が急速に変化しています。

このような現状において、複雑で多様化する市民ニーズに応えながら、より質の高い行政サービスを提供していくためには、今まで以上に行財政運営の一層の効率化を図るとともに、広く市民の声に耳を傾け、市民や民間企業、団体などと連携し施策を進めていく必要があります。

また、新たな行政課題に対応するためには、社会情勢の変化に的確に対応できる人材の育成と柔軟性のある組織の構築が求められています。加えて、民間の視点やノウハウを最大限に活かした市民サービスの構築を推進することが必要不可欠です。

今回の「小千谷市行政改革大綱」の改訂は、これまでの取組を土台に、市民ニーズに沿った行政サービスの提供と将来にわたって健全な財政運営を堅持するため、市民の代表などで組織する小千谷市行政改革推進委員会において大綱を見直し、行政改革をさらに推進するために実施するものです。

また、行政改革の実施計画とその進行状況を、市民にわかりやすく公表することに努め、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のサイクルに基づき、今後も継続的に点検を行います。

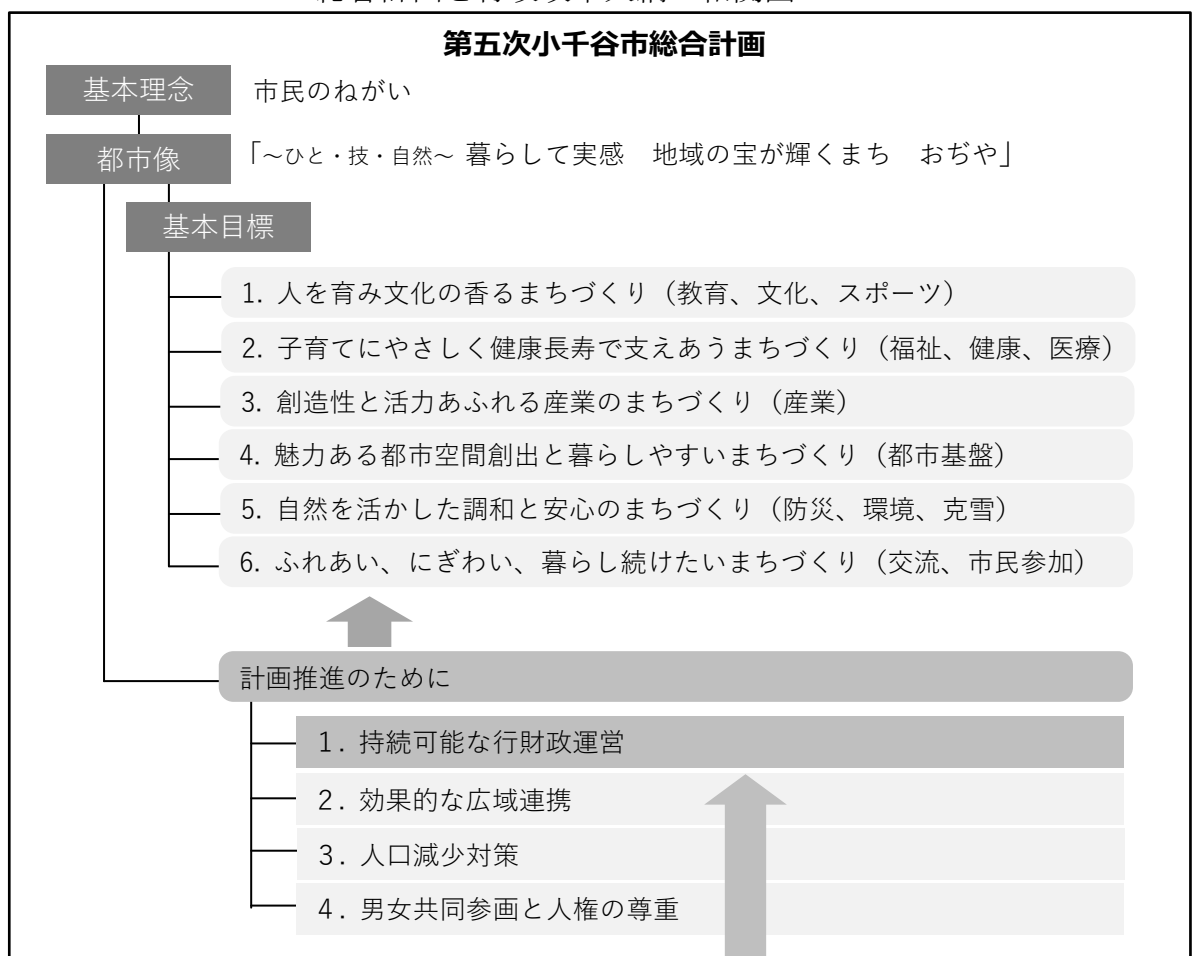
なお、社会情勢の大きな変化により大綱及び実施計画の修正の必要性が認められた場合には、計画期間内においても検討を行うこととして、より実効性の高い行政改革を推進していきます。

2. 本大綱の位置付け

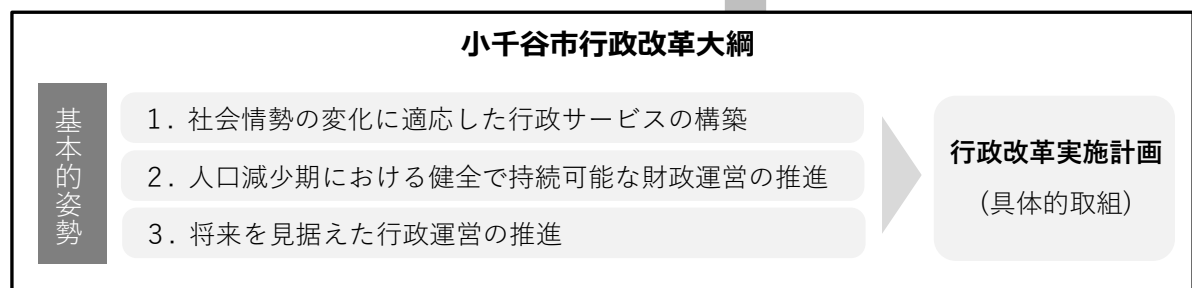
本行政改革大綱は、本市の最上位計画である第五次小千谷市総合計画の中で、計画推進のための施策の一つとして位置付けられています。

本大綱に基づく行政改革実施計画を的確に実行することで、第五次小千谷市総合計画に掲げる都市像である、「～ひと・技・自然～ 暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」の実現に寄与していくことを目指します。

《総合計画と行政改革大綱の相関図》



計画推進のための施策



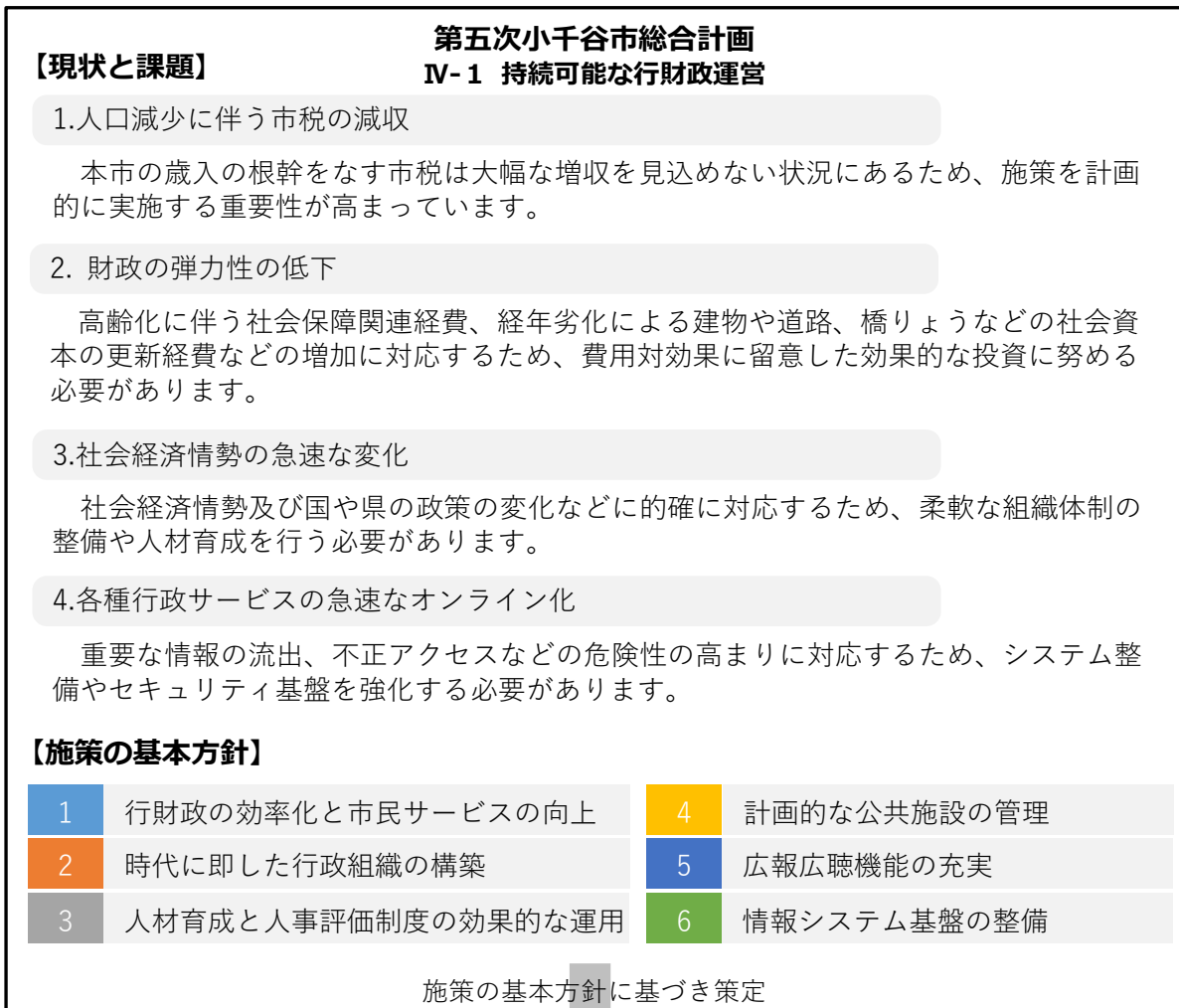
3. 本大綱の対象とする期間

本大綱の対象とする期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

4. 現状と課題及び施策の基本方針

第五次小千谷市総合計画では、本市を取り巻く現状と課題を次のとおり分析し、これらの解決に向けた施策の基本方針として次の6点を掲げています。これらの方針に基づき、本大綱では具体的な取組項目を策定しています。

《総合計画における現状と課題及び施策の基本方針と行政改革大綱の相関図》



小千谷市行政改革大綱

行政改革の基本的姿勢と実施計画における取組項目

5. 行政改革の基本的姿勢と実施計画における取組項目

第五次小千谷市総合計画における施策の基本方針に基づき、行政改革を進めていくうえでの本市の基本的姿勢は次の3点とし、その実現に向けて実施する取組項目は次の①～⑦の7項目とします。

1 社会情勢の変化に適応した行政サービスを構築します。

生産年齢人口の減少により労働力の確保が難しくなっている一方で、官民間問わず Society5.0¹の実現に向けた技術発展による利便性の高いサービスの提供が加速しています。このような状況の中、市民ニーズに沿った行政サービスを提供していくため、ICTやAI等の先端技術を活用した新たな事務手続きの仕組みを構築し、市民の利便性及び事務効率の向上を図ります。

また、新型ウイルス感染症を踏まえ、時間や場所を選ばずに申請や届出などの行政手続きが行える環境を整えます。

実施計画における取組項目	対応する施策の基本方針
① 行政手続きのデジタル化の推進	1 5 6
② スマート自治体の推進	1 6

2 人口減少期における健全で持続可能な財政運営を推進します。

人口減少社会を迎える中で、将来にわたって健全な財政運営を維持するために、法令遵守のもと民間資本との連携を図りながら、民間委託を推進するとともに、業務の実施主体の検討を含めた事務事業の見直しなどにより、歳出の縮減を進めます。

また、市民や民間企業等のノウハウを活かし、行政運営の生産性・効率性の向上に努めます。

実施計画における取組項目	対応する施策の基本方針
③ 指定管理者制度の効果的な活用と公共施設の管理運営における民間活力の導入	1 4
④ インフラ資産の維持管理における包括的民間委託制度の導入	1 4
⑤ 連携協定等による民間とのパートナーシップの推進	1

¹ Society5.0：ロボット、AIなどの新たな技術によりオンライン空間と現実世界をつなぐことで、経済発展と社会的課題の解決を両立する人々が暮らしやすい社会。内閣府の第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。

3 将来を見据えた行政運営を推進します。

限られた財源と人員で、社会環境の変化や多様化する行政課題に的確に対応するため、引き続き機動的な組織・機構の整備を行い、新たな行政サービス形態、体制の構築と政策実現の迅速化に努めます。

また、専門的な知識と柔軟な発想を持ち、多様化する課題の解決に向けて積極的に取り組むことのできる人材の育成と職員の意識改革に取り組みます。

実施計画における取組項目	対応する施策の基本方針
⑥ 行政課題に適応する組織の構築	2
⑦ 社会情勢に適応した人材の確保及び育成	3

6. 推進体制

(1) 庁内の推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、市長の指示のもと、行政改革推進委員会幹事会において、行政改革の目標達成に向けて全庁的に対応するとともに職員一人ひとりが自覚と責任を持ち積極的に取り組みます。

(2) 進行管理

行政改革の進捗状況を取りまとめて市民代表等で組織する小千谷市行政改革推進委員会にその成果を報告し、助言を受けながら着実な推進に努めます。

(3) 進行状況の公表

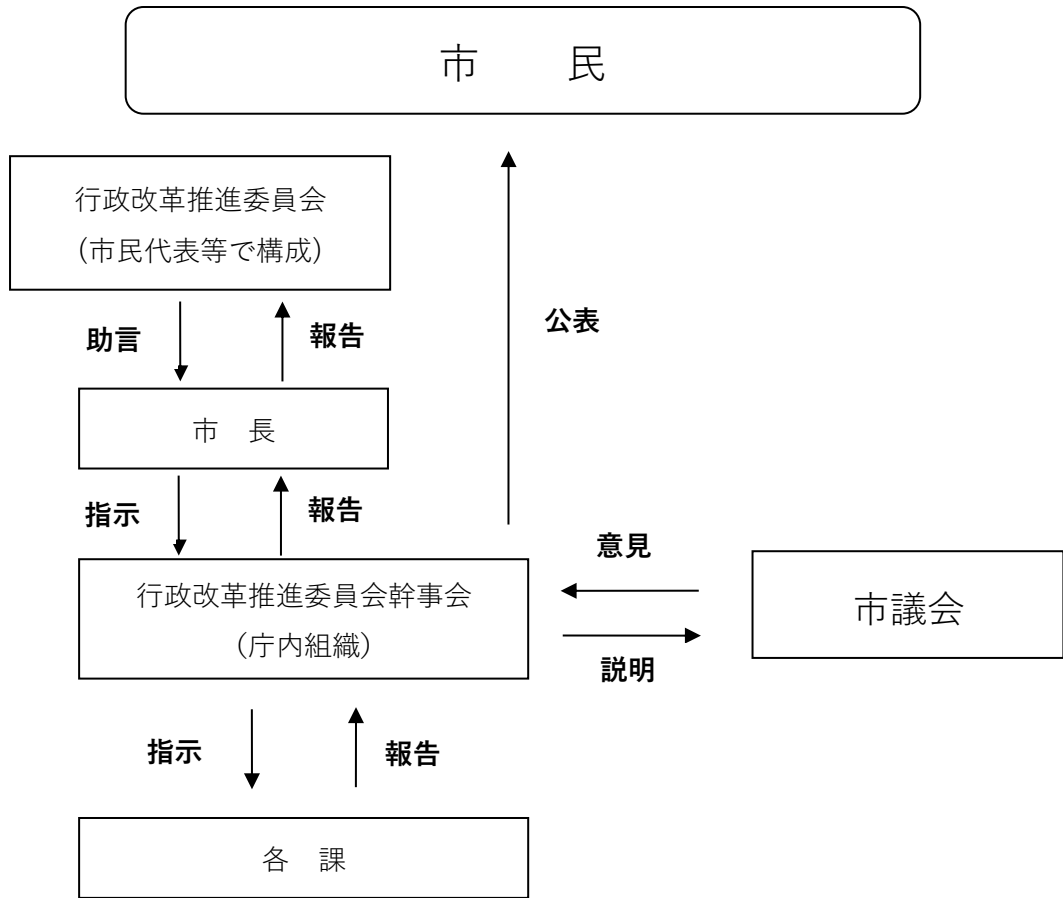
行政改革の進行状況は、広報おぢや、ホームページ等を通じて市民に公表します。

(4) P D C Aサイクルの定着

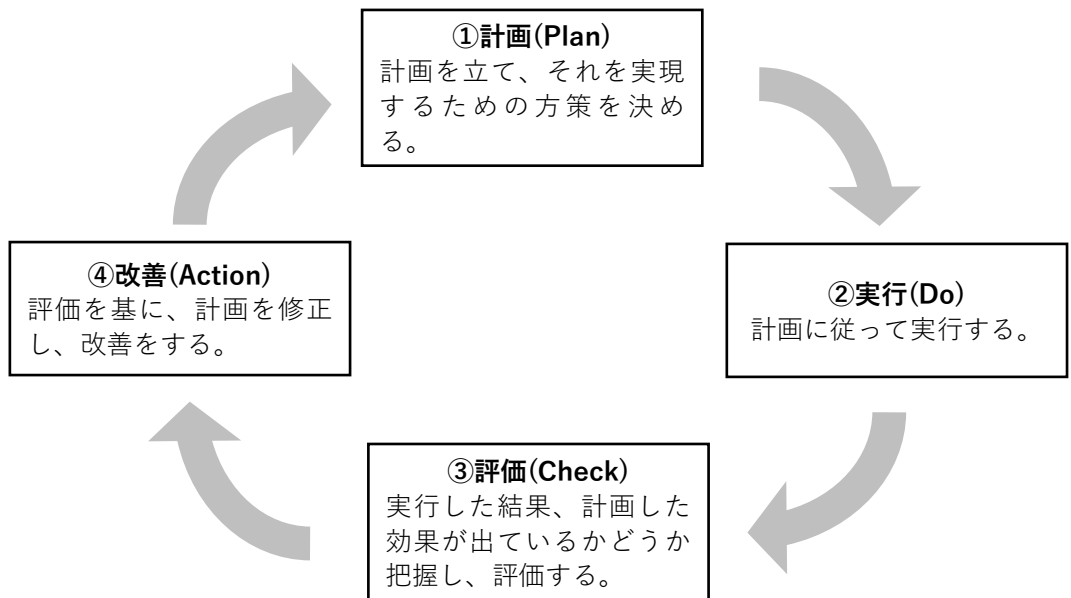
行政改革のあらゆる取組の実効性を高めるため、職員一人ひとりが自発的な改善を継続して恒常的に行うとともに、組織、制度として常に推進状況をチェックする必要があります。

そのために、P D C Aサイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)に基づく業務執行を定着させます。また、事務改善の実施により、効率的な事務処理を行います。

《行政改革実施体制図》



《PDCAサイクル図》



7. 参考資料

○小千谷市行政改革大綱改訂及び実施計画策定経過

期 日	会議名等	審議内容等
R3 4. 20	第 1 回行政改革推進委員会幹事会	行政改革大綱改訂方針・実施計画策定体制等の検討
6. 1	第 2 回行政改革推進委員会幹事会	次期行政改革に向けた見直し方針の審議
6. 14～7. 9	次期行政改革(実施計画)に係る職員提案を募集	
6. 28	第 1 回行政改革推進委員会	諮問、行政改革大綱改訂方針・実施計画策定方針の審議
7. 5	行政改革推進委員会幹事会 作業部会(第 1 部会～第 3 部会)	次期行政改革に向けた課題の整理
7. 19～7. 27	行政改革推進委員会幹事会 作業部会・専門部会 (第 1 部会～第 3 部会)	職員提案項目の精査・検討
8. 18	第 3 回行政改革推進委員会幹事会	作業部会検討結果の報告
8. 23～9. 8	行政改革推進委員会幹事会 作業部会・専門部会 (第 1 部会～第 3 部会)	新規候補項目の精査・検討 現行の実施計画項目の精査・検討
9. 21	第 4 回行政改革推進委員会幹事会	作業部会・専門部会検討結果の報告 行政改革大綱の体系の検討
9. 30	行政改革推進委員会幹事会 専門部会正副部会長打合せ	行政改革大綱の体系の精査
10. 12	第 2 回行政改革推進委員会	職員提案検討結果の報告 行政改革大綱の体系の審議
11. 16	第 5 回行政改革推進委員会幹事会	行政改革大綱案・実施計画案の検討
11. 29	第 3 回行政改革推進委員会	行政改革大綱案・実施計画案の審議
12. 25～ R4 1. 21	パブリックコメント(意見公募)	行政改革大綱案にかかる意見公募 広報おぢや 1 月号及びホームページ において周知(意見提出 5 件)
2. 1	第 6 回行政改革推進委員会幹事会	パブリックコメントの結果報告 行政改革大綱案・実施計画案の検討
2. 16	第 4 回行政改革推進委員会 (書面開催)	行政改革大綱・実施計画の答申案の 審議
2. 21	市長へ答申	

小千谷市行政改革大綱

平成15年 1月策定

平成18年11月改訂

平成21年12月改訂

平成25年 1月改訂

平成28年 3月改訂

平成31年 3月改訂

令和 4年 2月改訂

編 集 小千谷市企画政策課